

柏原市生産緑地地区追加指定要綱細則

この細則は、柏原市生産緑地地区指定要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定、令和 7 年 4 月 1 日改定。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第 1 用語の定義

この細則は、生産緑地法（昭和 43 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の追加指定についての事項を定めたものであり、要綱及び細則の用語などは、法の定義に基づくものとする。

第 2 追加指定の要件

- (1) 要綱第 2 条第 1 項第 1 号の『既存の生産緑地地区の整形化や複数地区の一団化が行われ、都市農地の機能向上が図られる農地等』とは、既存の生産緑地地区に 2m 以上辺で接し、耕作機械の移動や耕作物の運搬など営農環境が備わっており、緑地的機能の増進が認められるものとし、道路、水路等が介在する場合、その幅員は、6m 程度を上限とする
- (2) 要綱第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の『30 年以上にわたって農業の継続が見込める農地等』とは、法第 10 条「生産緑地の買取りの申出」の規定に準じて 30 年間の営農が必要であるため、所有者から継続が見込める農地等の証として様式第 3 号「柏原市生産緑地地区の追加指定に係る営農計画概要書」が添付されているものとし、起算日は同条に規定されている都市計画決定や変更の告示の日とする。
- (3) 要綱第 2 条第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号及び第 3 項第 4 号の『同一所有者等が所有し合計 300 m² 以上となる農地等』とは、同一所有者が所有する合計 300 m² 以上となるもののほか、複数の所有者によって一団が形成され合計 300 m² 以上となるものとし、一団を形成する証として相互に署名捺印した別紙 2「複数所有者による一団の形成申出書」が添付されていることを要する。
- (4) 要綱第 2 条第 1 項第 3 号の『隣接する既存の生産緑地と一体性を有している農地等』とは、物理的に一体な地形のまとまりを有していると認められるものとし、道路、水路等が介在する場合、その幅員は、6m 程度を上限とする。
- (5) 要綱第 2 条第 1 項第 3 号の『同一所有者等かつ同一従事者』とは、隣接する既存の生産緑地地区の所有者からみて 2 親等以内の名義にて所有している農地等を指しており、かつ追加を申出する農地等の主たる従事者が隣接する既存の生産緑地と同一人物であることをいい、一団を形成する証として相互に署名捺印した別紙 3「申出地と隣接する既存生産緑地の一団形成申出書」が添付されていることを要する。
- (6) 要綱第 2 条第 2 項第 1 号の『道路に接している農地等』とは、いずれかの辺が道路に 2m 以上接しているものをいい、ここでいう道路とは、公道又は日常的に使用することについて承諾（同意）を必要としない幅員 2m 以上の道路形態をなす通路とする。なお、この通路は、公道に 2m 以上接道していることを要する。

第3 追加指定しない農地等

- (1) 要綱第3条第1号及び第2号の『届出後の状況の変化』とは、後継者の確保や所有者の変更に伴う耕作者の出現等とする。
- (2) 要綱第3条第1号及び第2号の『現に、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合等』とは、申出時点で営農が継続されている農地等であることとする。

第4 追加指定の申出

- 1 要綱第4条第2項の『様式第1号 柏原市生産緑地地区追加指定申出書』については、以下のとおりとする。
 - (1) 申出者が1名、申出農地が1筆である場合は、記載する添付書類を要する。
 - (2) 申出者が1名、申出農地が2筆以上の場合は、記載する添付書類のほか、別紙1の添付を要する。
 - (3) 申出者が複数、申出農地が2筆以上の場合は、記載する添付書類のほか、別紙1及び別紙2の添付を要する。
 - (4) 申出者の人数問わず、申出農地と隣接する既存の生産緑地と一団を形成する場合は、別紙3の添付を要する。
- 2 要綱第4条第2項第1号の『様式第2号 柏原市生産緑地地区追加指定同意書』については、以下のとおりとする。
 - (1) 印鑑は実印とする。
 - (2) 印鑑登録証明書の添付を要する。
 - (3) 所有権以外の権利（対抗要件を備える地上権・借地権、登記した永小作権・質権・抵当権など）をもつ権利者も実印で押印されていること。なお、この場合も印鑑登録証明書の添付を要する。
- 3 要綱第4条第2項第3号の『当該農地等で耕作していることを証明する書類』については、耕作証明とする（様式第1号の添付書類と兼用）。ただし、過去に農業に従事することを不可能にさせる故障に至った者は認めない。
- 4 要綱第4条第2項第4号の『その他市長が必要と認める書類』については、以下のとおりとする。
 - (1) 30年間の営農を証する書類（様式第3号のただし書きで兼用）
 - (2) 複数の所有者で形成された一団の場合の制限解除事項の書類（別紙2で兼用）
 - (3) 前号までに掲げるもののほか、特に必要と認められる書類
- 5 要綱第4条第3項の追加指定の申出の期間については、以下のとおりとする。
 - (1) 4月1日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日とする。
 - (2) 5月31日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までとする。
 - (3) 申出に関する相談については、同項の規定によらない。
 - (4) 申出の相談者に対しては、毎年3月に申出の期間の周知に努める。

第5 追加指定の手続き

要綱第5条第1項については、生産緑地地区の追加指定に関する都市計画について、その年内の柏原市都市計画審議会に諮るよう努める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。